

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人MR認定センター(以下「本法人」という。)の定款第18条及び第35条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関し必要な事項を定め、法人運営の適正性及び透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用と明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、定款第18条第2項及び第35条第2項に基づき、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊代を含む。)及び手数料等であって、定款第18条第2項及び第35条第2項に定める経費をいう。なお、これらは、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員職務執行の対価として、報酬等を支給する。

- 2 評議員には、評議員会へ出席した際の出席手当を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給する。

(役員等に対する報酬等の支給額の決定)

第4条 常勤理事及び非常勤理事の年間報酬額は、総額2,000万円を超えない範囲で、その勤務形態、業務内容及び責任等を勘案して、理事会で決議した額を支給するものとする。

- 2 職員が理事を兼務する場合は、役員としての報酬等と職員としての給与を区分して理事会で決議した額を支給するものとする。

- 3 監事の年間報酬額は、総額 200 万円を超えない範囲で、監事が持つ資格及び責任の内容等を勘案して、監事の協議により決定するものとする。
- 4 評議員に報酬として支給する出席手当は、一人1日当たり3万円(源泉徴収後の金額)とする。
- 5 常勤役員に対する退職手当は、別表の定めに基づき、理事会で決議した額を支給するものとする。
- 6 前項の退職手当は、役員として円満に勤務し、且つ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 前条に基づき決定した役員に対する年間報酬額は、毎月定額を本人が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座(以下「指定口座」という。)へ振り込みにより支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前条に基づき評議員に対する出席手当は、評議員会に出席した日の翌月に指定口座へ振り込みにより支払うものとする。

(交通費等)

第6条 役員等に対して、次の各号で定める通勤手当又は交通費を支給する。

- (1) 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとし、その計算方法は職員給与規程に準ずるものとする。ただし、職員が理事を兼務する場合は、職員の通勤手当として支給し、理事としての交通費は支給しない。
- (2) 非常勤役員等には、職務の遂行に伴う交通費として別に定める額を支給する。支給方法は、交通費が発生した翌月に指定口座へ振り込みにより支払うものとする。ただし、Web等により遠隔地から会議等に参加する場合は、交通費を支給しない。

(費用の請求と報告)

第7条 役員等は、常勤であるか非常勤であるかを問わず、その業務遂行に必要な費用(前条に定める交通費を除く)を負担した場合、領収書又は請求書等の疎明資料を添えて、その実費を請求することができる。

- 2 事務局は、前項に基づき請求を受けた費用を、理事会に報告しなければならない。

(費用の支給)

第8条 本法人は、役員等から前条に定める費用の請求があったときは、遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、第34回評議員会の決議をもって2026年6月16日より適用する。

別表 常勤役員に支給する退職手当

本規程	内容	支給額
第4条 第5項	退職手当	退職時における月額報酬に役員として在任した年数を乗じた額とする。ただし、職員を兼務していた期間は、役員として在任した年数として算出しない。